

令和8年2月5日

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立加住小中学校

校 長 名 小 川 博 文 印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、人権尊重の精神を基盤に、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する。小中一貫校の良さを生かし、生涯学び続ける姿勢や自らの人生を豊かなものとする資質を育み、「世界と未来に向かうたくましい力」を育成する。これらの教育目標を実現するために、義務教育9年間で次のような児童・生徒の育成をめざす。

○すすんで学び 向上できる人 ◎心豊かに 共に生きる人 ○心身を鍛え いのちを大切に作る人

(2) 特別支援学級の教育目標

○社会の一員としての自立に向けて、よりよく生きる力を育成し、基礎力を身に付けることともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、自ら考えて行動できる力を育てる。

◎周りの人や仲間に対して感謝の気持ちを持ち、協調性をもって関わり合える力を育てる。

○基本的な生活習慣を身に付け、健康や安全に気を付けて生活する力を育てる。

(3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて日常的に授業改善を図り、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と資質・能力と評価の観点の観点を身に付けられるようにする。

○イ 豊かな心の育成

① 9学年の異学年集団において交流活動や合同行事を通し、自他を尊重する心や社会性を育成する。

② 道徳教育をはじめ人権教育、環境教育、キャリア教育、郷土学習等の教育活動を地域の協力のもと実施する。また、多様な他者を理解し、互いに尊重しながら豊かな人間性や社会性を育む。

ウ 健やかな体の育成

① 学校行事やクラブ活動・部活動、体づくり運動等の充実により、健やかな身体の育成と体力の向上を図る。

② 義務教育9年間の発達段階に応じて、いのちを育む教育の推進を図る。

エ 不登校児童・生徒への支援

学校が総合教育相談室や地域・関係機関と連携を図り、組織的・計画的に不登校児童・生徒へ効果的な支援を行う。また、児童・生徒一人ひとりの状況や支援のニーズを的確に把握し、その児童・生徒に合った支援をする。

オ いじめの防止等の取組

毎週水曜日に学校いじめ対策委員会を開催し、いじめに対し些細な起りも見落とすことなく、未然防止・早期発見に努める。また、義務教育9年間を通して健全な人間関係形成を支える組織力の向上を図る。

カ 特別支援教育の充実

特別支援教育の視点に立った教育活動を推進することで、誰一人取り残さず育成する体制をつくる。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【加住小中学校グループ】

加住小中学校としての目標（義務教育終了段階において育成すべき生徒像）を自ら未来社会を生きる力の育成とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、人、時、物を大切にする児童・生徒である。そのために、全教職員が一体となって、共同研究や課題解決への行動の連携を組織的に推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科等（外国語活動を含む）

ア 各教科

- ① 小中一貫教育の指導の充実を図る。
 - ・連携型個別指導計画に基づき、教科等の特性・教材に応じて、義務教育9年間の学習に系統性をもちながら、主体的・対話的で深い学びの実現のため、小中の教員が指導計画を立てて授業実践を行う。
- ② 国語科では言語活動の充実を図るため、朝読書の推進や文字の読み書きに親しめるようにする。算数科では、お金の計算や時間と時刻の学習など生活場面に応用できるような実感を伴う学習を実施する。
 - ・児童・生徒の適切な実態把握に基づき、一人ひとりの発達段階や課題に応じて少人数グループに分け、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を実施する。
- ③ 授業の工夫・改善により指導の充実を図る。
 - ・個に応じた指導を充実させるために児童・生徒一人ひとりの学習状況等を把握し、1人1台の学習用端末や学習アプリを活用して個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図った実践に努める。
 - ・校内研究のテーマを「基礎・基本の定着と主体的・対話的で深い学びを創造する授業づくり」とし、一人ひとりの能力や発達段階、障害の状態及び特性に応じた授業改善を行っていく。

イ 総合的な学習の時間

- ① 「食と農」「郷土」「福祉」を小中一貫のテーマとし、職場体験、福祉体験、農業体験等の協働的な体験学習を行う。地域の人材や施設及び自然環境を有効に活用することで豊かな心の育成をめざすとともに職業や自己の生き方について考えさせる。
- ② 野菜づくりの協働作業を通して地域の方々との交流を深めるとともに、収穫した野菜を調理して食べることで、望ましい食生活を送る態度を育てる。

ウ 特別活動

- ① 委員会活動など自発的・自治的な活動に積極的に取り組みせ、よりよい学校生活の実現に向けて取り組んだり、地域社会の一員としての自覚を高め、すすんでボランティア活動や交流活動に参加しようとする資質を養ったりすることで、集団の一員としての自主的・実践的な態度を養う。
- ② 集団宿泊的行事では、平素と異なる環境の中、見聞を広め、自然や文化などに親しみ、よりよい人間関係を築くなど集団生活の在り方や公衆道徳について体験を積む。それらの活動を教科等の学習に関連付けながら意図的計画的に実施する。
- ③ 清掃活動や学級での当番活動等に取り組みせ、集団の一員として自己の役割や責任を果たしたり、仲間と協働したりすることの大切さを理解できるようにする。

エ 自立活動

- ① 学校全体の教育活動全体を通して、児童・生徒一人ひとりの実態に応じたコミュニケーション能力やソーシャルスキルを高める指導を行う。
- ② 家庭と連携し自立に向けて必要な身辺整理や基本的な生活習慣、生活リズムの確立を図る。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 道徳授業地区公開講座や地域行事への積極的な参加を呼びかけ、地域や家庭との連携を深めることで児童・生徒を見守っていく環境を築き上げる。
- イ 特別の教科 道徳の時間を道徳教育の要とした道徳教育全体計画を基に、教育活動全体を通じて道徳性の涵養を図る。人権尊重の理念に基づき、かけがえのない自他の生命を尊重する「命の大切さ」を重点目標とし、特別の教科 道徳の時間を軸として、生命の尊さを理解させる。また、特別活動や学級活動、小中合同の行事などを通して、他者を尊重する心の育成に努める。
- ウ 道徳科の授業において「相手への思いやり」や「ルールやマナー」についての道徳的価値について考えを深める時間を設定し、情報モラルに関する指導を行う。

(3) キャリア教育

- ア 異学年交流や企業調べ、企業訪問、社会で活躍している人との交流会など、さまざまな人とかかわる中で自他の良さを見付け、自信をもって生活する態度を養い、夢や希望に向かい努力する児童・生徒を育てる。
- イ 地域や保護者との連携を図った活動の実施を通して、自分のまわりの人々の職業や生き方（自己選択）についての学びを充実させる。
- ウ はちおうじっ子キャリア・パスポート等を活用し、義務教育9年間の学級活動の充実を図り、児童・生徒が学級の一員であることの喜びや希望をもって生きる態度を育成する中で、自分自身の変容や成長を振り返るとともに、よりよい人間関係を築こうとする資質や能力を養う。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ① セーフティ教室や交通安全教室、薬物乱用防止教室を通して、健康、安全に対する意識を高め、家庭と地域と連携した安全指導の充実を図り、組織的、計画的に児童・生徒の健全育成を図る。
- ② 児童・生徒の生活実態を把握し、生活スタンダード「かすみスリー」「かすみスタンダード」の遵守をめざす。
- ③ 児童・生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、「生命（いのち）の安全教育」を基に全学年で指導が行えるよう、各教科で意図的に位置づける。

イ いじめの防止等の取組

- ① 八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針や「加住小中学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめアンケートを年3回実施する他、小学校高学年からはQ-Uを用いて、いじめの早期発見と早期解決に努める。毎週水曜日全教員が参加する「学校いじめ対策委員会」が中心となり、「いじめ対応の時間」を設け、保護者や外部機関との連携を図りながら組織的に対応するとともに、深刻な事案については学校サポートチームとの連携を図って対応していく。また、いじめ防止プログラムを活用した授業を主に特別の教科 道徳や学級活動に位置付け、年間3回以上実施する。
- ② 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月に設定し、いのちの大切さについての校長講話を行うとともに、「親切」「思いやり」「生命の尊さ」についての道徳授業を行う。

ウ 不登校児童・生徒への支援等

- ① 不登校児童・生徒については、登校支援コーディネーターを中心に、校内委員会において「個票システム」を活用しながら実態を把握、確認し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、民生児童委員などの外部機関を活用してよりよい手だてを組織的計画的に実施するなど教育相談機能、校内支援体制を充実させる。また、Web会議を活用して、教育相談等を行う。
- ② スクールカウンセラーとの全員面接を実施し、本人が安心して学校生活を送ることができるよう、組織的な指導や支援と相談できる環境づくりを行う。

(5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムへの取組）

はちおうじっ子ミニマムを基に基礎的・基本的な学力を図るために、ミライシードなど個別最適化や協同的な学習に取組ませる。児童の実態に応じ、個別指導計画を作成し、学期末には計画と評価を一体化し、学習の定着を図る。

(6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との連携

- ① 通常の学級との交流及び共同学習について、年度初めに通常学級の担任と打ち合わせを行い、交流の学習内容や参加方法について確認をするとともに、学校生活支援シート及び連携型個別指導計画に基づいて効果的に指導し（習熟度別グループ指導、個別指導）、主体的な学習を促す。
- ② 児童・生徒一人ひとりの発達段階、障害の特性に応じた指導目標や指導内容を明確にし、保護者と連携しながら個に応じた指導をする。また、医療や子ども家庭支援センター、放課後等デイサービスなどの関係機関と必要に応じて関係者会議を開くなど、児童・生徒の実態について情報共有を行う。
- ③ 特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育部が、通常学級の児童・生徒に対し、理解推進授業を行い、相互の理解を深める。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

（取組1）小中の校務分掌を一体化し、さまざまな授業や学校行事などを合同で行う機会を増やし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像を明確にし、小中一体化をより推進していく。また、毎月小学校委員長と中学校生徒会・委員長が活動内容を報告し合い、協働で行える活動について話し合う中央委員会を実施する。

（取組2）児童・生徒の基礎学力向上のために学力定着プロジェクトチームで、近隣大学との連携を図り、夏季休業日中に学習教室を実施し、誰一人取り残さず義務教育修了段階の学力の向上をめざす。

（取組3）誰一人取り残さず見守り、育成するために、小中職員会議後、児童・生徒の問題行動等の情報を共有できるよう、情報交換を行い、共通理解を図る。

（取組4）保護者・地域と連携して防災キャンプや清掃活動などの地域行事を行う。

ウ その他

- ① 八王子市版情報活用能力系統表を活用し、義務教育9年間を見通した児童・生徒一人ひとりの身に付けさせたい資質・能力を明確化し、毎週金曜日にGIGAの時間を設定して指導の個別化を図っていく。
- ② スタートカリキュラムに基づき、保・幼・小架け橋期プログラムを行っているこども園・幼稚園との相互交流に取り組むとともに、円滑な接続・就学を図っていく。
- ③ 「八王子市の部活動改革」に基づき、学校部活動の再編を行うと同時に地域連携を模索していく。
- ④ 児童・生徒が積極的に参加できる地域活動を充実させ、その取組を見取り、評価していく。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
小1		17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	17	205
小2		18	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	17	206
小3		17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	17	205
小4		17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	17	205
小5		17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	18	206
小6		18	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	16	206
中1		17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	18	206
中2		18	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	18	207
中3		18	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	15	204
備考	◇小学校第1学年と中学校第3学年は4月6日(月)の始業式に登校しない。〔1日減〕 ◇小学校第3学年から第5学年は入学式4月7日(火)に登校しない。〔1日減〕 ◇小学校は、中学部卒業式3月19日(金)に登校しない。〔1日減〕 ◇小学校第1学年から第4学年、中学校全学年は、小学校卒業式3月24日(水)に登校しない。〔1日減〕 ◇小学校第6学年は、3月25日(木)の修了式に出席しないため。〔1日減〕 ◇中学校第3学年は、3月25日(木)の修了式に出席しないため。〔1日減〕 ◇夏季休業日 7月24日(金)から8月25日(火)までとする。 ◇都民の日 10月1日(木)は授業を実施する。◇春季休業日 3月27日(土)からとする。													

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科

教科名		学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
各教科	国語		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会				0	0	0	0	0	0	0
	算数・数学		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	理科				0	0	0	0	0	0	0
	生活		0	0							
	音楽		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	図画工作・美術		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭・技術						0	0	0	0	0
	体育・保健体育		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外国語						0	0	0	0	0
を知的障害者である児童に対する特別支援学校の各教科	生活	内容									
	生活	身近生活の処理、手伝いや仕事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国語	文字の読み書き、漢字、文章の読解等	140	140	150	150	160	160	170	170	170
	社会	身近な地理、世界の地理、歴史等	0	0	0	0	0	0	35	35	35
	算数・数学	数・量・形などの基礎概念形成、計算等	140	140	150	150	160	160	170	170	170
	理科	植物観察、生物、電気、物体等	0	0	0	0	0	0	35	35	35
	音楽	歌、楽器、リズム等	70	70	70	70	70	70	35	35	35
	図画工作・美術	工作、描画、造形遊び、彫刻、版画等	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	体育・保健体育	身体づくり、球技、水泳、陸上等	140	140	140	140	140	140	140	140	140
	職業・家庭	手芸、調理、木工、金工等	0	0	0	0	0	0	70	70	70
外国語	アルファベット、簡単な挨拶等	0	0	0	0	0	0	35	35	35	
小計		560	560	580	580	600	600	760	760	760	

イ 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領域	内容	学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
特別の教科 道徳	善悪の判断、自立、自由と責任、正義、親切等		34	35	35	35	35	35	35	35	35
外国語活動	異なる文化への興味・関心、簡単な会話等				5	5	5	5	0	0	0
総合的な学習の時間	ICTの活用、地域を知り交流を深める学習等				35	35	35	35	35	35	35
特別活動	学校行事等の役割・仕事分担の話し合い活動等		34	35	35	35	35	35	35	35	35
自立活動	豊かなコミュニケーション能力の育成等		0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計			68	70	110	110	110	110	105	105	105

ウ 各教科等を合わせた指導

領域	内容	学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
日常生活の指導	基本的な生活習慣の確立、挨拶・礼儀作法等		105	105	105	105	105	105	35	35	35
遊びの指導	道具や自然の素材を使った課題遊び等		5	5							
生活単元学習	季節的行事、調理実習、宿泊学習、校外学習等		107	165	185	220	200	200	80	80	80
作業学習	ICTの機器の活用、生活に必要な道具の使い方								35	35	35
小計			222	280	290	325	305	305	150	150	150

エ 年間総授業時数 (ア+イ+ウ)

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
年間総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015

備考	<p>(ア) 1単位時間 小学校 ・1単位時間は45分とする。 ・クラブ活動の1単位時間は60分とする。(第4学年から第6学年 12回) 中学校 ・中学校の1単位時間は50分とする。</p> <p>(イ) 特別活動(児童会集会活動、クラブ活動、委員会活動、生徒会) 小学校 ・クラブ活動(第4学年から第6学年):12時間 ・委員会活動(第5学年、第6学年):11時間 ・児童会集会活動(第1学年から第4学年):3時間、(第5学年、第6学年):4時間 中学校 ・学校行事等の時数は通常の学級に準ずる。</p> <p>(ウ) その他 ・特別活動、自立活動は、全教育活動で行う。 ・一人ひとりの発達段階及び教科の特性に応じて、一斉授業や個別指導などを実施する。</p>
----	---